

# 『太平記綱目』小考(三)

——独自記事・附録と史的位置——

加美 宏

## 一、はじめに

近世初期に盛行した「太平記」の評判書や注釈書を集め大成し、それに独自の見解も追補して、「太平記」の講読・享受のための百科大全たらんとした原友軒著「太平記綱目」について、前二

稿において紹介と検討を行ってきたが、本稿は、その続稿である。

前々稿<sup>注1</sup>では、「綱目」の成立や著者をめぐる問題点につき考察を加え、前稿<sup>注2</sup>では、同書の概要・構成などを紹介した上で、その範とした「通鑑綱目」や引抄した「太平記」評判書類との関わりなどについて考えてみた。

## 二、「通考」について

前稿においては、「綱目」の内容・特色を把握すべく、著者原友軒筆の「凡例」第四項目までをみたので、本稿は、その第五項目の検討からはじめる事とする。

「凡例」第五項目<sup>注3</sup>は、

本稿では、前稿を承けて、「綱目」が引抄した「太平記」注釈書や著者原友軒の独自記事などについて検討を加え、「太平記」の受容史・研究史における「綱目」の意義・位置を見定め、さらに同書と「太平記読み」との関連などにも言及してみたいと思う。

一、地理及兵形等皆採「施図經」、疑誤者問諸交游博物、胸諸漁樵處野者合攷而獨斷、則必揭「通考」以別之、

というものである。

この項目は、「太平記」中の合戦における「地理及兵形」すなわち合戦の地形・陣立などについては、「太平記理尽図經」に挿つたことを改めて示したものである。ただし、前稿でみたように、「圖經」に挿つたことは、すでに「凡例」第四項目に示しているのであるから、この項目は、「理尽鈔」の兵法に関わる部分を図示している。「圖經」にも誤りや疑問点があり、それを博雅の士や在野の人間に問い合わせし、或いは自らの考察（「通考」）によって正したところもあるということの方に力点があるとみるべきであろう。ここらあたりにも、前稿でふれたような、著者友軒の「理尽鈔」への対抗意識をかいまみることができよう。

次に、「凡例」の第六項目をみると、

一、凡評文口伝心授及自己積一年工夫不敢私匿、皆附於諸條之下与衆共便博覽、家々秘滅而不存者、  
欠之、

となっている。

「通考」が多くの収載している「理尽鈔」「無極鈔」などの「評」や「伝」については、すでにこれまでの「凡例」諸項目で述べてきたのであるから、この項でいう「評文」「口伝」「心授」といったものは、それ以外の兵法諸家などに伝わっている「評」や「伝」の類で、著者友軒が蒐集し、参照したものとさすと思われる。それらと「自己積年工夫」すなわち自らの長年の「太平記」探究・兵法研究の成果とあわせて、著者の見解として、「網目」において新たに付加したものが、前項にあげられていた「通考」ということになるわけである。

この「通考」は、剣巻と巻四十を除く全巻にわたり、四〇七箇所に及んでおり、「網目」において追補された語訳・語注の「追解」と共に、白ぬきの四角形といつた見出しで、ひときわ目立つようレイアウトされていて、「網目」の眼目をなすものであったことがうかがわれるのである。

「通考」の内容をみてみると、例えは、

土岐多治見等吾身ノ上ト不知ハ、大ナル怠ナリ、是等ノ輩、何ゾ天下ヲ草創センヤ、（巻一「賴貞回忠事」、50ウ）といった類の、「太平記」記事につき、兵法・政道・倫理などの面から論評を加えた「評」的な記事と、例えは、

去ル元弘元年十一月三日、楠正成赤坂ノ城ニテ自害シタル

本ニテ城ヲ出テ、恩地左近太郎ト二人形ヲカヘ身ヲ棄シテ、  
三河ノ国ニ下リ、鎌倉ノ事ヲ観ヒ、（後略）（卷六「楠出  
「張天王寺」事、7オーフウ）

というような、「太平記」には載っていない異伝・裏話を記す  
「伝」的な記事とが中心をなしている。總じて兵法・軍略の方  
面に強い関心がむけられていてことなどをふくめて、「太平記」  
記事に「評」や「伝」を加えるという、「理尽鈔」が切り開いた「評判」的  
方法・路線を踏襲しているといえよう。

「綱目」の「通考」が、「理尽鈔」の路線を繼承しているとい  
うことは、右にみたような方法的な面ばかりでなく、「太平記」

記事を批判する基本的立場・視点においても、それが認められ  
る。

例えは、卷三「赤坂城軍事」において、正成が赤坂城落城の  
折、日頃信仰していた観音經を入れた膚のお守りに敵矢が当つ  
て、危難を免れたという観音靈験譚が記されているが、この記  
事について、「通考」は、

忠臣孝子死地ニ陥ルトイヘドモ、其難ヲ防ガズシテ、自然  
ニ免レタル古ノ例、數ルニ暇アラズ、サレバ正成忠義ノ志  
最深カリシカバ、天ノ護モ軽カラズシテ、今必死ノ鎌ヲ免  
給フカ、膚ノ守ノ観音經ニ矢サキ留リシハ、虚ナラン、是

正成金剛山へ帰リテ後、愚蒙ノ士卒ニ信服セシメン為、此  
奇妙ヲ語リ給フ時、彼郎從ドモ誠ニ奇妙ノ事カナト、我ヨ  
リ彼ニ伝ヘ、彼又他ニ告テ、今本文ニモ事実ノ如ク記シタ  
ルト覚ニ、（51ウ）

と評して、「太平記」の虚構・神祕に、合理的、現実的な解釈を  
加えているが、こうした「太平記」における中世神話的なもの  
の解体や、その合理主義的解釈などは、「理尽鈔」が先鞭をつ  
けて盛んに行っているものである。<sup>注4</sup>

「通考」には、例えば、

六波羅勢四方ヨリ同時ニ城ヲ攻ルハ、智ノ浅シテ軍ノ法ヲ  
不知事、前輩是ヲ評ズト云ドモ、今其略ヲ論ズ、（後略）

（卷三「笠置軍事」陶山小見山夜討事、19オ）

前輩ノ評ノ如ク、攻城ニ、或ハ夜討ヲナン、或ハ反忠ヲ  
求メ、或ハ城内ヲ分ツヘシ、是攻城ノ要道ナリ、（後略）

（右同、23ウ）

というように、「前輩」「前輩ノ評」を承けて、それを敷衍した  
り、補足したりする発言が少くないが、「前輩」とは、その  
前に載せられている「理尽鈔」（「無極鈔」の場合もある）の  
「評」をさしており、「通考」は、その追補的性格が強いもの  
であることを示している。

このように「網目」の「通考」は、「理尽鈔」の數いた「評」、「伝」の路線を繼承し、その補完的役割を果たしているといえるが、独自の特徴点もないわけではない。「通考」には、例えれば、

重衡中将ノ東夷ノ為ニ囚レシ時、東路ノ歌ヲ長者ノ女ガ説タリトハ、平家物語ノ説ナリ、今源平盛衰記ヲ考フルニ是ト異ナリ、故ニ後人互見ノ為ニ、其略ヲ記ス、（後略）（卷二「俊基朝臣再閑東下向事」、21オー24オ）

神代彦五郎兼治ガ申状ヲ以テ見ルニ、（中略）其状長州神代氏ノ家ニ伝ヘリ、周防國神代彦五郎兼治申、去月二十三日合戦之時、（後略）（卷十七剛「義貞軍事」長年討死事、83ウー84オ）

といったような、「評」でも「伝」でもなく、古典や史料を引いた考證的なものもかなりふくまれていて、著者の博覧・博搜ぶりをうかがわせている。

また、例えば

赤松記曰、元弘二年六月ノ比、（後略）（卷六「赤松入道因心賜大塔宮令旨一事」、55ウ）  
満祐記曰、村上父子ガ忠義ライタシテ、（後略）（卷七「吉野城軍事」、22オー22ウ）

赤松記曰、工藤左衛門入道ハ、関東隨分ノ被官タリシカバ、（後略）（卷十一「金剛山寄手等被レ誅事」佐介貞俊事）、

55ウー56オ）

というように、著者自身の見解を述べる「通考」の欄に、しきりに赤松氏関係の資料を引いて論を展開しているが、これは前々稿の著者考において述べた、著者原友軒は赤松氏と何らかの関わりがある人ではないかという推論を補強するものである。

このように、「網目」の著者原友軒は、「通考」において、「理尽鈔」「無極鈔」など先行評判書の「評」「伝」をふまえた上で、それに自らが考察したり蒐集したりした、新たな「評」「伝」考證などを追補することによって、いわば「太平記」評判書の決定版を作製しようとしたものと思われる。

### 三、注釈と「追解」

統いて、「網目」「凡例」第七項目の検討に進みたい。

一、引二用<sub>スル</sub>故事<sub>者</sub>參<sub>考</sub>於太平記鈔及賢愚抄、重復<sub>者</sub>翻<sub>ル</sub>去疑<sub>誤</sub>者辨<sub>正</sub>、闕漏<sub>スル</sub>者揭<sub>露</sub>追解<sub>以</sub>別<sub>之</sub>、

「網目」は、これまでみてきたように、「太平記」評判書の

「評判」を集成し、追補することを一つの大きな柱としているが、この第七項目は、近世初期にあらわれた「太平記」注釈書の語訳・注解の類を集成し、それに補正・追補を行うといふ、「綱目」のもう一つの柱について述べたところである。

すなわち「太平記」中の故事等についての注釈は、「太平記」(一六一〇年刊行)「太平記質愚抄」(一六〇七年刊行)の二著を参照・集成し、その誤りと思われるものは正し、それ遗漏しているものは、新たに「追解」という項を立てて注解を加え、補つたとしているわけである。

「綱目」の注釈は、本文の上部に首書(頭注)の形で掲げられているが、「太平記」等に換る場合は、例えば、**高時**といった見出しの下に収載され、著者による注解である「追解」の場合には、例えば**神武帝**  
**正暦**といった形式で、「通考」と同じく黒地に白ぬき文字で、目立つ見出しとしている。

ところで、「綱目」が注解を施している項目の数をみてみると、「太平記」、「太平記質愚抄」に換っている注釈は、全巻で二千四百二十四項目、著者の注釈とする「追解」は七百七十九項目、あわせて三千二百三項目となっている。

「綱目」が依拠している「太平記」は二千四百五十九項目、「太平記質愚抄」は約一千二百項目を立項しているから、両書の機械的な集成ではなく、両書から精選して、ほぼ「太平記」と同じ項目数をしているということになろう。

また、著者独自の注解である「追解」も、先行の「大全」が、「太平記」の登場人物に略伝を付した「伝記」三千三百四十八項目を新たに立項しているのと比べても、数量的にやや見劣りがすることはまぬがれないのである。

「綱目」が、六十巻という長大な大著でありながら、収載した注釈の項目数が、それほど多くないのは、著者の関心が、政道論や兵法論に傾いており(それは例えば、卷一・卷十三・卷十六に、「君臣編」「遺諫篇」「南木家訓」といった、政道論・兵法論に關わる附録別巻を收めていることにもあらわれている)、どちらかといえば、注釈書よりも、評判書の「評」「伝」の集成や、その追補(「通考」)に熱心であつたらしいことも関わっているだろう。

しかし、この注釈の項目数が意外に多くないことにに関しては、もう一つ別の要因も考えねばならないであろう。それは、「綱目」が、「太平記」本文の上の部分に注釈を並べ、本文と注釈とを上下で照應させ、参考しやすくした首書(頭注)形式を探用し、その結果として注釈のためのスペースが狭く制約されているということである。

「網目」の特色は、むしろ、そうした注釈の収容能力の小ささを逆手にとって、簡潔でバランスのよい注解を施しているところにあるといえるかもしれない。「大金」の方が、「太平記」

本文の後に、たっぷりとスペースをとって、「太平記鈔」の注釈を、ほぼ忠実に転載しているのに対し、「網目」は、「太平記

鈔」「太平記賢愚抄」の注釈を取捨選択し、それを書き直したり、コンパクトにまとめたりしているし、「大金」の「伝記」などを巧みに活用しながら、要を得た「追解」を、それに加えているのである。こうした「網目」の注釈・「追解」の特徴点を、もう少し具体的にみてみよう。

「網目」に先行する「太平記」の評判・注釈の集成書「太平記

大金」には、「太平記」登場人物の略伝が、「伝記」という項目の下に注解されているが、「網目」所収の注解や著者自身の注解であるはずの「追解」の双方において、この「伝記」を書き直したり、要をとつたりしていることについては、すでに前稿において指摘した。

前稿に統いて、卷冒頭の「後醍醐天皇御治世事」<sup>1)</sup>武家繁昌事」における注釈をみてみると、例えば、「差船」という語について、「太平記鈔」は、次のような注解を行っている。

惣シテ物ノハシメノ事ニ用ル辞ソ、家語ニ江始出岷山其

源可以造船及至江津不筋楫不可以涉トアルソ、又山谷詩曰

浪江始造船入楚乃無底ト云

「大金」は、「鈔云」という項目の下に、右の注解をそのままの形で載せている。それに対して、「網目」の頭注は、「鈔」に挿っているが、「鈔」の「…」「…トアルゾ」といった抄物特有の言辞などを削除し、「家語曰」以下の出典用例の部分のみを簡潔に示すというやり方を探っているのである。このように、「網目」所収の注釈は、「鈔」「賢愚抄」や「大金」の「伝記」などを、そのままの形で転載することは、ほとんどなく、それらを頭注用に書き直したり、簡略化したりして載せているのが通例であるといえよう。

一方、著者友軒が独自に付加した注解であるはずの「追解」に、「鈔」や「大金」の「伝記」などをもとにし、それを書きかえたものも少なくないことは、前述の通りであるが、むろん、こうした依拠書の見当らない、オリジナルな「追解」も存在する。「後醍醐天皇御治世事」の章でいえば、例えば、

元暦 [追解] 後鳥羽、帝年号、一年而改。(19)

などがそれである。これなどは、さして重要な意味をもつ注解とも思えないが、例えば、卷三「主上御夢事」<sup>2)</sup>の章の「夢」についての「追解」(「胡氏註聖人」など)などは、「鈔」な

どがふれなかつた夢占についての始めての注解として、注目すべきものをふくんでいるように思われる。

「追解」の中には、例えば、卷二十五「自伊勢進宝劍事」に、「今年、古安徳天皇ノ壇ノ浦ニテ海底ニ沈メサセ給シ宝劍出来レリトテ……」とある本文の注に、

壇浦〔追解〕在〔讃岐国〕(37ウ)

としているよう、讃岐屋島の壇の浦と長門の壇の浦とを混同したために誤った注解を付した例なども見当るが、全体的にみれば、かなりの量の新たな注解を追補しており、「太平記」注釈史の上での「綱目」の寄与についても、見直してみる必要がありそうである。

#### 四、「点囲」と講釈

さて、「綱目」の「凡例」第八項目は、「諸家姓系依〔大系図〕考之、未審者欠之、

となつてゐる。

「太平記」登場人物の系譜については、「大系図」に扱つたとしている。「大系図」とは、「太平記大全」に関する旧稿でもふれたが、「大全」の著者西道智が、「尊卑分脈」に諸家の系図・

略系を増補したもので、明暦二年（一六五六）の跋があり、「大全」（一六五九年刊行）に先立つ著作と思われ、道智自身、「大全」の「伝記」の項に、しばしば引用しているものである。『綱目』の注釈で、例えば、

上岐頼貞系図作〔頼春〕、（巻一「頼員回忠事」、50ウ）

ある場合の「系図」は、この「大系図」をさしており、系譜等が明らかでない者については、「姓系未詳」と注記するのが通例である。

次に、「凡例」の最終項目「第九項目をみてみよう。

一、文中所載兵士有主客姓名難し弁者故点一圏其旁而別レ之、事在口授、

この「凡例」は、「太平記」の本文中に登場する武将・武士の「主客」つまり敵味方などが弁別できにくいくこともあるので、「点囲」つまり姓名のわきに小さな丸じるし（○）（●）などをつけて、一目してその区別が明らかなくなるように工夫したといふほどの意味であろう。末尾の「事在口授」という一文は、さまざまな意味に解されるが、この事は、「太平記」あるいは「太平記」に関する評判や秘伝を口頭で教授・伝授することに大きな関わりがあり、そうした場合に役立つものであるぐらの意味に解しておきたいと思う。

その「点画」の具体例を卷一で示せば、後醍醐天皇方の公卿、

と顕現するということになるのである。

日野資朝・同俊基・四条隆資などは、「○」の傍点、後醍醐方の武士・鎌織・足助・土岐・多治見らには、「▲○」の傍点、北条高時方・六波羅方の長崎田喜父子・二階堂道経・貢藤利行・山本時綱などは、「▲」の傍点が、それぞれ付されて、対立する天皇方と幕府方の区別が一目して明らかにされているといつた具合である。

この卷一あたりは、対立の構図が單純でわかりやすいが、乱世の事態の進行や人物関係は、複雑で錯綜している。第一部でも、例えば、卷九留頭の「足利殿御上洛事」の章では、まだ北条幕府の命に従って上洛した足利高氏（尊氏）に、北条方の「▲」印が付されているが、彼が反幕府挙兵の決意を固め、ひそかに後醍醐天皇の繪旨をうけたことが記してある、次の章「山崎攻事」久我暖合戦事から、後醍醐方の武士の印である「▲○」に変わっている。さらに建武新政が崩壊し、尊氏が後醍醐に離反して、新田・足利の「国争い」が描かれる第二部になると、新田方（後醍醐方）は、依然として「▲○」印であるのに対して、足利方（武家方）は、「▲○○」という印に変わるというように、同じ人物でも、時節や場面に応じて、変化させざるを得ないわけで、そこに南北朝内乱の特徴も、おのず

第三部における足利政権内部の対立抗争となると、さらに複雑化し、例えば主家の足利氏と対立して滅ぼされた高師直・師泰などの高一族は、「▲○○○○」というよつた手のこんだ傍点で区別されるということにもなっている。

「太平記」の描いた南北朝時代の半世紀は、絶えざる対立と抗争の時代であったが、対立と抗争の構図も、時期により変化しているし、登場人物たちの立場や向背も常ではなく、錯綜をきわめているから、その時その時の対立関係・人間関係を瞭然と記号化・視覚化して指示示し、区別したことは、「太平記」疏解の上でも利便があつたと思われるし、何よりも口演や説教をする場合に、重宝であつたろうことは疑いを容れない。すなわち、「網目」が、当代の「太平記説み」「太平記」講釈師の虎の巻であったと考えられる所以は、このあたりにも存するのである。

## 五、卷一附録「君臣編」ほか

以上、これまで、「網目」の著者原友軒自らが執筆して卷頭部において「凡例」の各項目を子細に紹介・検討する形で、「網

目」の内容・特徴をみてきたのであるが、本書のもう一つの特色と思われる、卷一・十三・十六各卷の附録の卷々については、「凡例」ではふれるところがないので、ここで紹介しておきたいと思う。

前稿の「綱目」の概要、という章にも記したように、「綱目」の卷一には、「君臣編」上・「君臣編」下・「冠服編・邦域編」の三冊、卷十三には、「遺諫篇」一冊、卷十六には、「南木家訓」一冊、というように、それぞれの卷の内容に関わる附録の卷が収録されている。

まず卷一の最初の附録「君臣編」であるが、その内容と収載の趣旨は、本編の末尾に記されている、次の一文によく示されている。

凡ノ神武帝ヨリ正親町院天正發西ニ至ル一百有七代ノ君臣ノ行事、略是ヲ記セリ、其詳ナル事ハ、本朝歴代ノ諸記ニ見ヘタリ、是歷代君臣ノ可否ヲ論シテ、今本文ヲ評ゼンガ為ナリ、

すなわち本編は、上巻は人皇第一代の神武天皇から第九十四代の花園天皇まで、下巻は第九十五代後醍醐天皇から第百七代正親町天皇までの、それぞれの天皇とその主要な臣下の事蹟を、年代を追つて略記したものであるが、そのねらいとするところ

は、歴代天皇とそれに仕え、補佐する臣下のありようを、歴史の上で具体的に検証し、両者の事蹟のよしあしを評定して、「太平記」本文を評判するための資とするところにあつたわけである。

そうした「君臣編」の具体的な記述例として、上巻冒頭の神武天皇と、下巻冒頭の後醍醐天皇の項から、その一部を抜いて次に掲げておきたい。

#### ▲人皇一代神武天皇 御歳四十五ノ時、日向国ヨリ兵船ヲ

ト、ノヘ筑紫ヲ平ケ、安芸ノ國ヘ出給フ、(中略) 宇摩志

ト誠ム、天種子命・天富命左右ニ侍リテ政務ヲ執行フ、又

甲寅ノ年始テ日向國ヲ出給シヨリ、十年ヲ経テ、辛酉ノ年

ニ大和國畠傍山ヲ切開テ内裏ヲ營ミ、帝位ニ即給フ、是ヲ

櫛原宮ト号ス、是則神武元年ナリ、

▲九十五代後醍醐天皇 二条ノ道平閔白タリ、後宇多法皇政務ヲ沙汰セラル、文保二年六月近衛左大臣經平薨ス、(中略) 十二月二条道平閔白ヲ止ラレテ、一条内經閔白トナル、是閔東ノハカラヒトゾ、(後略)

このように、だれが政治の実権を握っていたかという点を中心、天皇と政務に関わった臣下の動静・功罪などが、簡潔に

記されているのが特徴である。

こうした「君臣綱」を「綱目」が、卷一の「附翼」（附録）として収載したのは、なぜかという点を次に考えてみよう。「太平記」の冒頭は、「明君」が「天之德」を体して善政を行い、「良臣」が「地道」を守ってそれを輔佐するのが国家安泰の道であると説く「序」に統いて、卷一の第一章「後醍醐天皇御世事（武家繁昌事）」では、

爰ニ本朝人皇ノ始、神武天皇ヨリ九十五代ノ帝、後醍醐天皇ノ御宇ニ当テ、武臣相模守平高時ト云者アリ、此時上乖ニ「君之徳」、下失ニ「臣之礼」、從ニ之四海大ニ乱テ、一日モ未ニ安、（後略）

とあり、南北朝内乱そもそもその因は、天皇（後醍醐）が「君ノ徳」を欠き、下臣（高時）が「臣ノ礼」を失つたところにありとしている。

そして、さらに「尙辱ニ其淫醜」者、匪ニ畜禍一朝一夕之故」として、頼朝が武家政権を樹立して以来の、天皇と將軍・執権との君臣関係を回顧し、天下の乱れた由来をさぐりつつ、君臣論が展開されているし、この後に続く正中の変から元弘の乱にかけての内乱の具体的記述も、後醍醐対高時という君と臣との対立を軸として構成されているのである。

建国以来の日本の君臣関係を、具体的に記述・展望した「君臣綱」は、こうした「太平記」卷一を把握し、論評する場合に、参照すべき基礎的資料として、付載されたものと思われる。

卷一のもう一つの附録は「冠服綱・邦域綱」一冊である。「冠服綱」は、「本朝人皇四代（英・徳・天皇ノ御時、三冠一服ヲ制シ給フ、三冠ト云ハ、一曰冕、二曰冕、三曰闕、冠ノ色三色ナリ、是ヲ天子ノ冠トス」という書き出しで始まり、わが国における衣冠の制度の変遷をたどつたもので、冠服との関わりで、冠位・官職のことなどにもふれているが、古くは「衣服冠爵ノ礼義」も正しかつたが、末代になるに従つてそれが乱れていった次第を述べるところに主眼がおかれている。

「後鳥羽院ヨリ花園院ニ至ルマテノ君臣ノ礼ヲハカリ見ルニ、君臣共ニ不義多クシテ、下民是ガ為ニ苦シメラル、其治リカタキ源ハ皆不仁ヨリ起レリ」とい、後醍醐天皇と北条高時も「不義ノ官職」が多かつたと批判を加えている。冠服の乱は「君臣ノ礼」の乱れにつながり、世の乱れの基となるという基本認識があるようである。そして、「天皇世ヲ治ントナラバ、先冠服ヲ以テ、諸臣ノ心ヲ制シ、食食ヲ以テ、諸民ノ心ヲ伏シ、上下ノ科ヲ分子、三種ノ神器ヲ胸中ニ藏シテ、御賀玉ノ木ヲ掌中ニ守護シタマハバ、泰平無為ノ聖王ナラン」というのが、そ

の結語である。ここらあたりが、前述のような「太平記」卷一の内容や、最初の附録「君臣編」ともつながり、この「冠服編」が、卷一の二番目の附録として収載された理由であろう。卷一の三番目の附録である「邦域編」は、天皇の支配する日本國の領域や国郡の制などの変遷を展望した地理編ともいってべきものであるが、はじめの方の地理的記述から、次第に作物などの調査の制や、恩賞による封國の問題などに及んでゆき、君臣論や政治論に展開してゆくこと、「冠服編」の場合と同様である。

この「邦域編」でも、その終末部では、「後醍醐天皇ハ思慮ナクシテ諸将ノ恩賞ヲ執行ヒ給事何ゾヤ」とい、「此君封境ノ源ヲシリ給ハズ」といつて、「公家武家所縁ニヨリ、天気ニヨリテ、二箇国三箇国第二任セテ書与フル事」が、「乱世ノ端」となつたという後醍醐天皇批判が展開されている。こうした点で、本編もまた、卷一や「君臣編」と重なつてくるのである。その収載の意図は明白であろう。

## 六、「遺諫篇」と「南木家訓」

### 遺諫篇序

六籍者呂尚伝道於文武之書也、周武用之既平殷亂、治教休明、後世之君由是而學焉、足治於天下、後世

次に卷十三に附録として収載されている「遺諫篇」一冊をみ

てみよう。「太平記」卷十三は、その巻頭に、出雲の塙治高貞が献上した龍馬（駿馬）につき、建武新政下で恩賞方奉行首席などを務める重臣であつた万里小路藤房が、乱世の凶兆としてこれをいましめ、さらに恩賞の不公正や大内裏造営の非などにつき天皇に諫言を繰り返したが、聞きいれるところとならなかつたことが記され（「龍馬進奏事」）、藤房がついに遁世を決意して、京都北の岩藏（岩倉）で出家し、さらに何處へともなく身をかくしたことが描かれている（「藤房卿遁世事」）。北条方の残党と通じていた西園寺公宗が、ただ一人の賢臣藤房が去つたのをみてチャンス到来と謀反を計ろうとした（「北山殿謀叛事」）というように、卷十三の前半は、藤房を中心に、新政の破綻の進行が描かれている。

「綱目」卷十三附録の「遺諫篇」は、この藤房が遺した諫言という体裁をとつた一巻の書である。はじめに「遺諫篇序」という藤房の自序があつて、本書の趣意が述べられているので、次に掲げておきたい。

故表章以二文武之二篇為其諺解、中間又附已意一方成此書、以此篇不欲公於天下之人、伏願於一人之電覽而已。

これによると、周の呂尚（太公望）の著といわれる「六輔」の中の文輔・武輔二篇には、政治に關わる文武の道が説かれており、後代の君臣の規範となってきたが、今自分はその二篇の「諺解」（平易な訳）のようを行ひ、それに自分の意見も加えて一書を成したという。そしてこの書は天下の人々に公にしたいのではなく、一人（後醍醐帝をさすと思われる）に読んでいただきたいために書いたといつてゐるわけである。

「遺諺篇」の本文は、「文道」と「武道」の二篇から成つてゐるが、まず「文道」においては、「夫文ト云ハ、匹夫ダモ師トシテ、天下ニ王タル道ヲ学ヒ務テ其本ヲタツ、本立トキハ、末ヲノヅカラ正シ」という書き出しで、「天下ニ王タル道」について述べることを明らかにし、「賢君上ニ居テ其道德ヲ行ハント云志アレバ、臣下ノ是非ヲ弁テ、礼ヲ以テ臣ヲ使フ、君礼ヲ以テ臣ヲ使ヘバ、臣忠ヲ以テ君ニ事ツル、君上ニ在テ其政ヲハカリ、臣下ニ居テ其事ヲ謀ル」といった君臣論・徳治論を展開してゆく。このあたり、明君が徳をもつて政治を行い、良臣がそれを輔佐すれば、天下太平・國家安泰であるという「太平記」

序文の論に、すこぶる近いように見うけられる。以下そうした観点から、北条高時の政道や建新政下における君臣のあり方などを批判した上で、「唯願クハ、君此等ノ事ヲ察シテ過ヲ改ルニ憚ル事ナク、文ヲ以テ天下ヲ治メ、敢テ武ヲ忘レズバ、天下ノ士卒皆望ヲ達シテ、誠ニ天ニ受タル聖主、地ニ奉セル明君也ト、其徳ヲ称シ其化ニ誇ラントゾ覺ユ、慎哉慎哉」と結んでいる。

次の「武道」の章も、天下の主・王たる者に、「智德仁徳ナク、義ト礼トノ節ヲ立ザル時」は、天下乱れて、兵武のことが起るとするもので、趣意は、さきの「文道」と同一である。そして、その言わんとするところは、次のような結びの一文に集約されている。

今君日日夜ニ逸遊ヲ事トシ、朝暮ニ奇物ヲ愛ス、是遠キ例ヲ云バ、夏ノ桀王殷ノ紂王ガ政ニ均シ、近キヲ云バ、北条ヲ云ベ、君若徳ヲ治メ仁ヲ行ナハバ、治世三年ニシテ、四海風ヲ望デ悦ビ、万民徳ニ帰シテ樂マン、若速ニ過ヲ改ムズバ、三年ヲ不経シテ、君ハ夷賊ノ手ニ辱シメラレ、正成等ノ忠臣ハ骨ヲ戰場ノ土ニ曝サン事鳴乎痛哉、こうみてくると、この「遺諺篇」が藤原その人の手になるか

どうかは別として、その内容は、後醍醐天皇にあてた練言の書であることは明らかであり、「太平記」卷十三の附録として、ふさわしいものといえよう。

最後に、「洛北岩倉邑朗詠山下山本氏一鷗」なる人物の跋文が附されている。それによると、跋文の筆者山本一鷗は、藤房が逝世後に書いた、この「遺諭篇」を、その百年後の「永享乙卯仲冬之月丁巳良日」すなわち永享七年（一四三五）十一月某日に、居住する岩倉において得たという。逝世した藤房が、しばらく岩倉にかくれていたとする「太平記」の記事などをふまえた、もつともらしい跋文であるが、その真偽のほどは、今このところ確かめようがない。

「綱目」には、もう一つ卷十六に「南木家訓」が附録として収められている。これは、その序文にも「若我子孫不義而不守、遺戒者、正成速化、惡鬼殺戮于閨中」とあるように、楠木正成が子孫のために書き遺した訓成の書であり、「君臣之事」から「將理之事」までの四十か条にわたって、君と臣・将と兵の心得や、合戦に関する教訓などを述べたものである。卷末に「建武二年三月朔」とある。

この「南木家訓」は、旧稿往々でもふれたように、「無極鈔」卷十六之中に収載されている「楠木判官兵庫ノ記」と同内容のも

のであり、足利軍との兵庫での決戦を前にした正成が、故郷の正行らに送り遣した教訓書という形で、卷十六に附載することは、「無極鈔」のやり方を踏襲したものと思われる。

ただし両者を対比してみると、(1)、「楠木判官兵庫ノ記」が一つ書きであるのに対し、「南木家訓」は「君臣之事」「可<sup>レ</sup>守於將道」事といつた見出しがついていること、(2)、「楠木判官兵庫ノ記」には序文がないが、その本文の第一段にあたる箇所を、「南木家訓」は「南木家訓序」として掲げていること、といったちがいがあるほか、各段の文章にも小異がみられる。

この「楠木判官兵庫ノ記」は、「楠木庫記」「兵庫卷」「太平記兵庫卷」など、さまざまな書名で、單行の版本（明暦元年＝一六五五年版など）や写本が残されているが、「南木家訓」は、見出しを持つ点では、それらと一致するが、序文を設けている点では一致しない。

したがつて、「綱目」所収の「南木家訓」が何に処り、どのようにして形成されたかという点については、なお検討の余地が存するが、これらの解明については、この期の楠木系兵法書・軍書の検討とともに、他日を期したいと思う。

## 七、おわりに

「綱目」体とでもいうべきスタイルをとった『太平記』研究書という側面も持つており、『太平記』研究史の上でも、検討・評価が待たれよう。

(完)

「綱目」は、右にみてきた「遺諫篇」や「南木家訓」についても、單にその本文を附載するだけでなく、典拠のある語句や人名などに注解（頭注）を加えて、読解の便をはかっている。この一事をみても、「綱目」が単なる集成書ではないことが知られよう。

「綱目」の著者原友軒は、『太平記抄』『太平記賢愚抄』など の注釈書・『理尽鈔』『無極鈔』などの評判書を集成する場合も、機械的に転載するのではなく、手書きのいい改変・要約などを行っているし、新たに著者の手になる『追解』（注釈）・『通考』（論評）も数多く加えていることなどは、みてきた通りである。

また独得の因点を発明して、複雑きわまる南北朝期の人間関係・敵対関係を一目瞭然たらしめる工夫もこらしている。

こういった点で、先行の『大全』を超える特色をもった「綱目」は、『太平記』の疏解・享受や講釈・口演を行う者にとって、至便な百科大成・虎の巻であつたと思われ、『太平記』受容史の上で、逸しがたい位置を占める著作であるといえよう。また本書は、『太平記』本文と注釈・評論・参考資料等を総合した

### 注

- 1 摘稿「太平記綱目」小考〔—成立と著者をめぐって—〕（同志社国文学）40号、平6・3
- 2 摘稿「太平記綱目」小考〔—その概要・評判書との関わり—〕（同志社国文学）41号、平6・11
- 3 「綱目」の凡例・本文等の引用は内閣文庫蔵版本に依った。
- 4 摘稿「太平記理尽鈔」の「名義井出来山」—「太平記」研究史の一章」（伝承の古層）所収、平3、桜風社
- 5 摘稿「太平記大全」について—「太平記」研究史の一章」（室町藝文叢書）所収、平3、三井書店
- 6 永享七年十一月中に「丁巳」の日は存在しないので、某日とする。
- 7 摘稿「太平記評判」に関する補説—「理尽鈔」と「無極鈔」をめぐって—」（太平記とその周辺）所収、平6、新興社